

第14号様式 (第8条関係)  
(その1)



# 解散

H 29. 2. 21

## 収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
㊟	㊟	㊟	✓	○	○

平成 29 年分

(ふりがな)

1 政治団体の名称 かまたにかずやしきんかんりだんたい  
鎌谷一也資金管理団体

2 主たる事務所の所在地 鳥取県八頭郡八頭町船岡603

3 代表者の氏名 鎌谷 一也

4 会計責任者の氏名 石田 信夫

事務担当者の氏名 石田 信夫  
(電話) 0857-24-3940

(電話) 080-1905-6440

(電話) \_\_\_\_\_



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input checked="" type="checkbox"/> 有
<input type="checkbox"/> 無
公職の種類 <u>参議院議員</u>
資金管理団体の届出をした者の氏名 <u>鎌谷 一也</u>

国会議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の1第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の1第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>鎌谷一也</u>
公職の種類 <u>参議院議員(候補者)</u>

資金管理団体の指定の期間
平成 29年 1月 1日から
平成 29年 2月 21日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 29年 1月 1日から
平成 29年 2月 21日まで

(その2)

## 収 支 の 状 況

### 1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額 .....			73	783
(前年からの繰越額) .....			73	783
(本年の収入額) .....				0
支 出 総 額 .....			73	783
翌年への繰越額 .....				0

### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額 .....	十億	百万	千	円
員 数 .....				

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附					
(うち特定寄附)					
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附					
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)					
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]					
イ 政 党 匿 名 寄 附					
合 計 (ア + イ)					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目		金 額									備 考	
		十億	百万	千	円							
1	経 常 経 費											
	(1) 人 件 費					1	9	7	8	3		
	(2) 光 熱 水 費											
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費											
	(4) 事 務 所 費					5	4	0	0	0		
	小 計					7	3	7	8	3		
2	政 治 活 動 費											
	(1) 組 織 活 動 費											
	(2) 選 挙 関 係 費											
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費											
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費											
	イ 宣 伝 事 業 費											
	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費											
	エ そ の 他 の 事 業 費											
	(4) 調 査 研 究 費											
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金											
	(6) そ の 他 の 経 費											
	小 計											
	合 計					7	3	7	8	3		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円									
税理士報酬					5	4	0	0	0	H29.2.20	木天昌明税理士事務所	鳥取県倉吉市上井1-153	
この頁の小計					5	4	0	0	0				
その他の支出									0				
合 計					5	4	0	0	0				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29年 2月 28日

政治団体の名称 鎌谷一也資金管理団体

会計責任者の氏名 石田信夫



解散の場合には、下欄に代表者も記名押印又は署名し、政治団体解散届(第18号様式)を併せて提出すること。

代表者の氏名 鎌谷一也



(備考) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

## 政治資金監査報告書

平成 29 年 2 月 21 日

鎌谷一也資金管理団体

代表者 鎌谷 一也 殿

登録政治資金監査人

木下、昌明 

登録番号 第 3549 号

研修終了年月日 平成 22 年 4 月 19 日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、鎌谷一也資金管理団体の平成 29 年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、預金通帳、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」という。)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、預金通帳、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、鎌谷一也資金管理団体の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると木天昌明が判断したため、鎌谷一也資金管理団体の従たる事務所(鳥取県鳥取市賀露町 128 番地 2)において行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、預金通帳、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、預金通帳、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3 業務制限

鎌谷一也資金管理団体と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上